

## ～平成27年度 雇用関係助成金はどうなる？～

桜の季節となり、弊社事務所のある新宿御苑の街も花見客でにぎわっていますが、貴社でもお花見はされましたか？弊社スタッフの間でもお花見計画を立てているところですが、この時期は入退社手続が多くなかなかの忙しさです。

さて、今回は助成金のお話です。助成金（雇用保険適用事業所の事業主が要件に該当した場合申請するもの）は年度ごとの予算で動いていますが、来年度の新設・改正・廃止の内容の大枠がわかってきました（3/30現在）。今回はその中からいくつかをご紹介しますと思います。

まず、キャリアアップ助成金の正規雇用等転換コースの、派遣社員から正社員への転換が増額です。その他の、有期雇用から正規雇用への転換等（対象者1人あたり50万円）は要件・金額等変わらないようです。キャリアアップ助成金の人材育成コースは、OJTの場合の助成額が中小企業は引き上げとなるようです。

次に、両立支援等助成金（主に育児・女性関連のもの）です。今年2/1からの新しいもので、育休復帰支援プラン助成金というのがありますがこれは来年度も継続されるようです。育児休業予定者に対し「育休復帰プランナー」による復帰後の支援プランを策定し、休業取得時に30万円、プランを元に復帰し継続雇用で30万円（1企業1回ずつ）が会社に支給されるというものです。両立支援等助成金の育休者休業中の代替要員確保コース、これも増額となるようです。子育て期短時間勤務支援助成金はあまり取得実績がないようで廃止になります。

高齢者関連では高齢者活用促進コースの、特に国が力を入れる特定の分野（建設・製造・医療・保育・介護）には増額・要件の緩和があります。これは高齢者活用のため作業環境・雇用管理制度の導入や、定年の引き上げ等を就業規則に定めた場合に支給されるものです。なお、高齢者労働移動支援コースは廃止となります。

その他、企業内人材育成推進助成金（ジョブカード・キャリア形成ツールを使う企業向け）や、キャリア形成数値新助成金ものづくり人材育成訓練（企業連合や団体、個別企業の訓練を受けた場合支給）等、新設されるものもあります。

まだ決定したことはありませんが、全体的に見て「拡充」とはいいのではないのでしょうか？  
貴社でもご興味のある助成金がある場合は、是非弊社リーガルネットワークススタッフまでご連絡ください。

詳しい内容は厚生労働省・都道府県労働局のHPに載っていますので確認ください。申請には細かい支給要件があります。  
H27年度助成金の内容は、今後決定します。上記内容は予算案をベースにしたものです。

### 4月の予定

- 労務 4/1～4/30 3月分社会保険料の納付
- 労務 4/1～4/10 3月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 労務 新入社員の入社手続

入社・退社の多い時期です。雇用・社会保険のお手続に漏れはございませんか？手続担当者への連絡をお忘れなく!!

**全国健康保険協会東京支部の健康保険料率は据え置きとなりました。介護保険料率は引下げです**

現行	健康保険料	H27.4月～
<b>9.97%</b>		<b>据え置き</b>
現行	介護保険料	H27.4月～
<b>1.72%</b>		<b>1.58%</b>

全国健康保険協会の健康保険料率は都道府県ごとに違います。今年4月からの変更です（翌月徴収の場合は5月控除分から）



**Legal Networks**  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>